受付番号:2020-1-805

課題名:

ハイブリッド救急診療室における虚血性脳卒中患者に対する機械的血栓除去術 に関する観察研究

1. 研究の対象

ハイブリッド救急診療室で虚血性脳卒中に対し機械的血栓除去術を受けられた方

2. 研究期間

2020年12月(倫理委員会承認後)~2023年10月

3. 研究目的

ハイブリッド救急診療室における虚血性脳卒中診療の有用性を評価するための基礎情報として、現状を把握する

4. 研究方法

研究を実施する場所:東北大学大学院救急医学分野医局 患者背景として情報を診療録より収集する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

個人を特定しうる情報は使用しない

- A)基本情報:患者通し番号、年齢、性別、入院日、来院時のGlasgow Coma Scale(GCS)、National Institutes of Health Stroke Scale(NIHSS)、Alberta Stroke Program Early CT Score(ASPECTS)
- B)診療時間:発症(最終未発症)から病院搬送までの時間、病院到着からCTまでの時間、病院到着からtissue Plasminogen Activator(t-PA)投与までの時間、病院到着から血栓回収開始までの時間、病院到着から再灌流までの時間
- C) 再開通した場合の Thrombolysis in Cerebral Infarction (TICI) grade
- D)退院時の modified Rankin Scale(mRS)
- E)集中治療室(ICU)滞在日数、病院滞在日数 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし。

7. 研究組織

本学単独研究。

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

伊藤優太

東北大学大学院医学系研究科 救急医学分野

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7489 FAX 022-717-7492

E-mail: information@emergecy-medicine.tohoku.ac.jp

研究責任者:

久志本成樹 教授

東北大学大学院医学系研究科 救急医学分野

〒980-8574 仙台市青葉区青陵町 2-1

TEL 022-717-7489 FAX

E-mail: information@emergecy-medicine.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合